

月刊 中央会

2026 July
07



熊本県・県内14市
「令和8年度中小企業向け融資・助成制度一覧」

特集



熊本県中小企業団体中央会
Kumamoto prefectural federation of small business Association

今月の色風景／三角港 海のピラミッド

JR三角駅の目の前、青い海をバックに突如現れるユニークな円錐形の建物。それが三角港のシンボル「海のピラミッド」です。建築家の葉祥栄氏が設計し1990年に誕生したこの建物は、まるで巨大な巻貝のような美しい「二重らせん構造」が特徴。その頂上展望台からの眼下に広がる天草の穏やかな海と島々のパノラマ絶景は息をのむ美しさです。入場は無料で、ドライブの立ち寄りスポットとしても最適です。

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、熊本県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および熊本県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 1-1 大樹生命ビル 5F TEL:096-354-4378
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

Contents

・ 中央会だより

熊本県中小企業団体中央会 第71回通常総会を開催02~03

特集

熊本県・県内14市
「令和8年度中小企業向け融資・助成制度一覧」04~14

・ くまもとUBA

開新高等学校で「物流出前授業」を開催！

～カッコいい鉄筋工、熱き心で次世代を育む～15

・ お知らせ

熊本県信用保証協会からのお知らせ16

・ 景況ウォッチャー

令和8年5月分18

情報連絡員便り19

・ 掲示板

編集後記20

7月 熊本の花

花言葉 *あなたを見つめる 高貴



夏の日差しに立ち向かうように茎を伸ばす姿には思わず目を奪われてしまうもので、凛々しい花の姿にぴったりの花言葉です。

キク科の一年草ですが学名、英名とも「太陽の花」という意味を持ち、ゴッホやモネをはじめとした多くの芸術家の心を魅了してきました。

輝く太陽がよく似合う、ロマンティックな花言葉から結婚のプロポーズの際に相手に渡す花としても人気を集めています。

県内産地 熊本県全域



中央会 便り

熊本県中小企業団体中央会 第71回通常総会を開催

令和8年5月27日(水)、ホテル日航熊本にて熊本県中小企業団体中央会第71回通常総会を開催致しました。総会冒頭の本会櫻井一郎会長による挨拶の後、熊本県知事表彰、中央会会長表彰を行い、その長年の功績を讃えて6組合、個人26名の方が受賞されました。(表彰者につきましては、3頁でご紹介しています。) また、来賓として、熊本県及び熊本市等の県下各行政商工担当の皆様並びに金融機関等関係諸団体より多数の出席をいただき、代表して竹内信義熊本県副知事、脇坂真智子熊本市経済観光局産業部部長、内野幸喜熊本県議会議長のお三方より祝辞をいただきました。

議案審議では、本会会員361名(委任状出席含む。)の出席を得て、「令和7年度事業報告及び決算承認について」や「令和8年度事業計画及び収支予算(案)について」など、全議案原案通り可決頂きました。

なお、役員改選を行い、新たな役員が決定しました。(新役員は以下に掲載しています。) ご多忙の中ご出席いただきました関係各位の皆様、誠にありがとうございました。



櫻井 一郎会長



竹内 信義熊本県副知事



脇坂 真智子
熊本市経済観光局産業部部長



内野 幸喜
熊本県議会議長

中央会新役員のご紹介

会長1名、理事27名(副会長・専務理事を含む)			役職名	氏名	所属組合
役職名	氏名	所属組合	理 事	秦 英房	熊本個人タクシー事業協同組合
会 長	櫻井 一郎	協同組合くまもとdプラザ	理 事	横山 佳之	熊本県飲食業生活衛生同業組合
副 会 長	原田 実生	協同組合熊本ランベックス	理 事	稲吉 淳一	阿蘇温泉観光旅館協同組合
副 会 長	増田 好信	熊本地区内航海運協同組合	理 事	松田 講成	熊本県自動車整備工業協同組合
副 会 長	上田 裕子	熊本南工業団地協同組合	理 事	福島 昭弘	海外人材職業訓練協同組合
副会長(新)	山下 泰雄	山都町観光振興協同組合	理 事	星山 一憲	栄工業団地協同組合
専務理事	西尾 浩明	熊本県中小企業団体中央会専従	理 事	松枝 隆	熊本県学校給食納入協同組合
理 事	本田 雅晴	熊本県酒造協同組合	理 事	大木 稔	協同組合南関ショッピングセンター
理 事	猪本 恭三	熊本県海産物仲卸協同組合	理 事	吉富 訓生	熊本県瓦工業組合
理 事	泉田 淳	協同組合植木ショッピングプラザ	理 事	富永 哲生	熊本流通団地協同組合
理 事	森崎 伸晃	熊本県セメント卸商協同組合	理 事	井手正太郎	熊本電工団地協同組合
理 事	橋本 和彦	熊本県みそ醤油工業協同組合	理事(新)	北川 和喜	熊本県菓子工業組合
理 事	吉弘 顕規	熊本県中小企業団体中央会青年部協議会(合志工業団地協同組合)	理事(新)	安原 光則	熊本県建具木工協同組合
			監事3名		
理 事	前田 博明	熊本総合鉄工団地協同組合	監 事	出田 貴康	熊本県信用組合
理 事	河島 一夫	熊本県商店街振興組合連合会	監 事	直江 幸一	協同組合大矢野ショッピングプラザ
理 事	三角 清一	熊本県石油販売協同組合	監事(新)	田上 明仁	協同組合人吉木材工業団地

受賞された皆様、おめでとうございます

(順不同・敬称略)

熊本市知事表彰

●優良組合：熊本県建具木工協同組合

●組合功労者：橋本 和彦

(熊本県みそ醤油工業協同組合 理事長)

熊本市中小企業団体中央会会長表彰

●優良組合（5組合）

総代：熊本北工業団地協同組合

亜細亜経済技術支援協同組合

有明木材加工協同組合

多良木プレカット協同組合

熊春協同組合

●優良役員（16名）

総代：宮本 修男

西川 正喜

安達千代太

飯伏 学

加藤 正博

小崎 博睦

菅 浩光

西岡 雅治

増田 紀夫

塚本 政明

千原 芳文

原田 辰之

葉 亜治

上田 起龍

堀野裕一朗

榮田 修治

熊本県電気工事業工業組合 理事

熊本砕石共販協同組合 理事

協同組合日専連熊本 副理事長

南九州交通共済協同組合 理事

南九州交通共済協同組合 監事

八代電気工事協同組合 監事

熊本県食肉事業協同組合連合会 理事

熊本県食肉事業協同組合連合会 監事

熊本県中古自動車販売商工組合 副理事長

熊本県中古自動車販売商工組合 副理事長

熊本県中古自動車販売商工組合 理事

熊本市上通五丁目商店街振興組合 理事長

熊本市上通五丁目商店街振興組合 副理事長

熊本市上通五丁目商店街振興組合 専務理事

熊本市上通町三・四丁目商店街振興組合 理事

熊本県飲食業生活衛生同業組合 理事

●優良職員（9名）

総代：吉良山健三

鶴田 美香

吉田紗弥佳

高沢 惇志

植村 勇亮

田上彰一朗

松本 公哉

前田 正一

藤村 晋之

合志工業団地協同組合 事務局長

協同組合日専連熊本 事務局長

熊本大分農業機械商業協同組合 主事

熊本県花き事業協同組合 市場課主任

熊本県花き事業協同組合 市場課主任

熊本輸送団地協同組合 給油所所長代理

八代地区生コンクリート協同組合 事務局長

熊本県火災共済協同組合 総務部情報処理課調査役

熊本県火災共済協同組合 営業第三部係長



優良組合 熊本県建具木工協同組合
(安原光則 理事長)



組合功労者 橋本和彦様
(熊本県みそ醤油工業協同組合 理事長)



優良組合の皆様



優良役員の皆様



優良職員の皆様

【熊本県・県内14市】令和8年度 中小企業向け融資・助成制度一覧

熊本県及び県内各市では、中小企業向けに様々な融資・助成制度を実施しています。この度本誌では、各行政機関の制度概要を取りまとめご紹介します。ぜひ、組合員事業所等へ周知いただきますようお願い致します。

なお、調査にご協力いただいた行政窓口の情報のみ掲載しておりますので、詳細については各行政機関の窓口までお問い合わせください。

【目次】

■熊本県 商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課……………4	■山鹿市 商工観光部商工政策課物産振興係……………11
■熊本市 経済観光局産業部商業金融課……………6	■天草市 経済部産業政策課……………11
■熊本市 経済観光局産業部経済政策課……………6	■菊池市 経済部商工振興課……………12
■八代市 経済文化交通部商工政策課……………7	■宇土市 経済部商工観光課商工振興係……………13
■人吉市 経済部商工観光課商工係……………9	■上天草市 経済振興部観光おもてなし課産業振興係……………13
■荒尾市 産業建設部産業文化振興課商工政策係……………10	■宇城市 経済部商工観光課商工観光係……………14
■水俣市 産業建設部経済観光戦略課経済振興室……………10	■阿蘇市 経済部まちづくり課商工物産係……………14
■玉名市 産業経済部商工政策課商工振興係……………10	■合志市 産業振興部商工振興課……………14

■熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課 金融班

詳細HP：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>

TEL：096-333-2314 FAX：096-383-1854

※国の特別保証制度改正等により、制度改正を行う場合がありますので詳しくはホームページをご確認ください。

制度名	対象者	限度額
金融円滑化特別資金 (一般枠)	次の(1)～(4)のいずれかに該当する者 (1)申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者 (2)様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者 (3)申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4)熊本県中小企業活性化協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取組む者	1企業 設備・運転 5,000万円 1組合 設備・運転 1億円
金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証対応枠)	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第1号から第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者	設備・運転 5,000万円 【別枠】
金融円滑化特別資金 (令和2年7月豪雨枠)	次のいずれかに該当する者 (1)令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を持している者 (2)令和2年7月豪雨に係る中小企業等特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者	設備・運転 8,000万円 【別枠】
金融円滑化特別資金 (令和7年8月大雨枠)	次のいずれかに該当する者 (1)令和7年8月10日からの大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2)令和7年8月10日からの大雨に係る被災中小企業者再建支援補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者	1企業 8,000万円 1組合 1億円
金融円滑化特別資金 (経済情勢変動対策枠)	次のいずれかに該当する者 (1)米関税措置・中東情勢の変化の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者 (2)米関税措置・中東情勢の変化の影響を受け、今後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの者	1企業 設備・運転 5,000万円 1組合 設備・運転 1億円
小規模事業者おうえん資金	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業を除く)）以下の小規模企業者	設備・運転 2,000万円

制度名	対象者	限度額
創業者支援資金	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する創業者であって、県内で新規に事業を開始するもの【創業関連保証分】 (1)以下のいずれかに該当する者 ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」という。）は6月以内） イ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（特定創業支援等を受けた者は6月以内） ウ 事業を営んでいない個人であって、個人事業を開始した日以後5年未満のもの エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年未満のもの オ 上記ウに該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合 【スタートアップ創出促進保証分】 (2)以下のいずれかに該当する者（ただし、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。） ア 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（特定創業支援等を受けた者は6月以内） イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年未満のもの ウ 上記(1)ウに該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合	設備・運転 3,500万円
経営革新等支援資金	県が定める特定の事業に取り組む者 【例】 ・省エネルギー設備、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が売電である設備は除く）を導入又は更新しようとする者 ・経営革新計画の承認を受けた者 ・先端設備等導入計画の認定を受けた者 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 ・熊本県からブライト企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者 ・自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者 ・熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者	1 企業 設備 5,000万円 運転 2,500万円 1 組合 設備 1 億円 運転 5,000万円 ※くまもとゼロカーボン 関連 設備 8,000万円
新事業展開支援資金	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1)現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと異業種への進出を図る者又は進出後1年未満の者 (2)現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年未満の者 (3)自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後1年未満の者	1 企業 設備 5,000万円 運転 2,500万円 1 組合 設備 1 億円 運転 5,000万円
中小企業短期資金	季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者	平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額
事業承継者おうえん資金	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1)事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 (2)経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者 (3)3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ⑤ 専門家の確認を受けていること	設備・運転 5,000万円
経営改善資金（経営改善・再生支援強化型）	産業競争力強化法第53条第1項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに規定される計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行と進捗の報告を行う者	設備・運転 8,000万円
台湾関連ビジネス拡大支援資金（一般枠）	台湾に関連する事業に取り組む者	設備・運転 8,000万円
台湾関連ビジネス拡大支援資金（海外投資枠）	台湾に関連する事業に取り組む者であって、台湾への直接投資の事業に要する資金を必要とし、資金計画を提出する者	台湾への直接投資の事業に資する資金 1億円
生産性向上等緊急支援資金	次のいずれかに該当する者 (1)申込金融機関から本資金による融資の実行と原則同時に本資金の融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行及び進捗報告を行うこと	1 企業 設備・運転 8,000万円 1 組合 設備・運転 1 億円
経営力向上等緊急支援資金（モニタリング強化型）	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している者 ※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限り	1 企業 設備・運転 8,000万円 1 組合 設備・運転 1 億円



■熊本市 経済観光局 産業部 商業金融課

詳細HP : <https://www.city.kumamoto.jp/>

TEL : 096-328-2424 FAX : 096-324-7004

制度名	融資対象者	融資限度額	保証料率（注）
創業サポート資金	●新規に事業を起こす（起こした）者であって、次のいずれかに該当する者 (1)市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する者（注） (2)市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立する者（注） (3)市内に住所を有し、個人事業を開始した日以後5年未満の者 (4)市内に本店登記を有する法人であって、会社設立の日（法人登記日）以後5年未満の者（注）産業競争力強化法第2条第31項第1号、第3号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者は6月以内 熊本市外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として熊本市内に住民登録後、1年以内の者は、全額保証料補給あり。 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条に該当する者は、全額保証料補給及び当初3年間の利子補給あり。 移住者 事業承継	2,000万円以内	年0.35% （移住者、事業承継者は年0.00%） ※市補助・補給後
経営向上小口資金	●市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している小規模企業者 ●従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること。 ●この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計2,000万円の範囲内であること。 事業承継 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条に該当する者は、全額保証料補給及び当初3年間の利子補給あり。 伝統工芸 熊本県知事の指定を受けた熊本市内の伝統工芸営業者は、7年間の利子補給あり。	1,000万円以内	年0.25%～1.10% （事業承継者は年0.00%） ※市補給後
小口資金	●市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ●従業員20人以下であること。 伝統工芸 熊本県知事の指定を受けた熊本市内の伝統工芸営業者は、7年間の利子補給あり。	1,000万円以内	年0.225%～0.625% ※市補給後
経営活性化資金	●市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合 ※他の市制度融資の借換も可能	3,000万円以内	年0.25%～1.70% ※市補助後
補助金活用支援資金	●市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ1年以上経営している中小企業者 ●令和8年1月1日以降に国や地方自治体等から生産性向上や賃上げを目的とする補助金の交付決定を受けている、または、法律に基づく事業計画の認定を受けていること。 ※借入申込時の必要書類：補助金に関する「交付決定通知書（写）」＋「申請書類（写）」または事業計画に関する「認定（承認）通知書（写）」＋「申請書類（写）」 ※取扱期間は、令和8年12月28日保証申込受付かつ令和9年3月31日融資実行分まで	2,000万円以内	年0.113%～0.475% ※市補給後
経営安定特例資金	●市内に1年以上住所（法人の場合は本店登記）を有し、かつ同一事業を1年以上（天災地変・火災の場合6か月以上）経営している中小企業者で次のいずれかに該当する者 (1)大規模小売店（床面積1000㎡超）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めた者 (2)倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者 (3)天災地変・火災により被害を受けた中小企業者と市長が認めた者 (4)大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めた者 ※上記4項目については融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。 ※「熊本市倒産関連中小企業者に対する利子補給要綱」第2条に該当する者は、1年間1/2利子補給あり。	1,500万円以内	年0.25%～1.70% ※市補助後

（注）融資利用にあたっては、金融機関及び熊本県信用保証協会の審査がありますので、まずは、取扱金融機関へご相談ください。

■熊本市 経済観光局 産業部 経済政策課

詳細HP : <https://www.city.kumamoto.jp/>

TEL : 096-328-2950 FAX : 096-324-7004

制度名（補助金）	対象となる事業及び対象者並びに限度額
熊本市展示会等 出展支援事業補助金	【対象となる事業】 展示会、見本市、商談会等（オンライン開催を含む）への出展事業（即売を伴う事業は対象外）。ただし、国、他の地方公共団体等の補助金と重複して補助を受けることとなる事業は除く。 【対象者】 1 熊本市内に本社または主たる事業所を有するものであって、補助対象業種を主たる事業として営むもの。ただし、団体の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたもの。 2 市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいるものは除く。）

制度名（補助金）	対象となる事業及び対象者並びに限度額						
	【補助率等】 <table><tr><th>補助対象経費</th><th>補助率・限度額</th></tr><tr><td>①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり作成費 ⑤ポスター・パンフレット作成費 ⑥輸送費 ⑦自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費 ⑧翻訳費</td><td>1/2以内・20万円</td></tr></table> ※各経費とも展示会等への出展に係るものに限る。 ※翻訳費は国外における展示会等への出展に係るものに限る。 【特記事項】 第1回公募（4～9月開催分）はまもなく予算到達予定。 第2回公募（10～2月開催分）は9月中旬により公募開始予定。	補助対象経費	補助率・限度額	①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり作成費 ⑤ポスター・パンフレット作成費 ⑥輸送費 ⑦自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費 ⑧翻訳費	1/2以内・20万円		
	補助対象経費	補助率・限度額					
	①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり作成費 ⑤ポスター・パンフレット作成費 ⑥輸送費 ⑦自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費 ⑧翻訳費	1/2以内・20万円					
	【新設】 熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金	【対象となる事業】 半導体関連の展示会、見本市、商談会等（オンライン開催を含む）への出展事業（即売を伴う事業は対象外）。サプライチェーン参入に係る半導体市場調査。ISOやSBTの認証取得。ただし、国、他の地方公共団体等の補助金と重複して補助を受けることとなる事業は除く。 【対象者】 1 熊本市内に本社または主たる事業所を有するものであって、補助対象業種のうち半導体関連事業を主たる事業として営むもの。ただし、団体の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたもの。 2 市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいるものは除く。） 【補助率等】 <table><tr><th>補助対象経費</th><th>補助率・限度額</th></tr><tr><td>①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり・ポスター・パンフレット作成費 ⑤輸送費 ⑥自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費 ⑦翻訳費 ⑧市場調査に要する専門業者への委託費 ⑨認証取得に係る費用</td><td>1/2以内・20万円</td></tr></table> 【特記事項】 募集期間：令和8年5月13日～令和9年2月19日まで ※予算到達次第締め切り。	補助対象経費	補助率・限度額	①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり・ポスター・パンフレット作成費 ⑤輸送費 ⑥自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費 ⑦翻訳費 ⑧市場調査に要する専門業者への委託費 ⑨認証取得に係る費用	1/2以内・20万円	
補助対象経費		補助率・限度額					
①出展料 ②小間装飾費 ③宿泊費及び交通費 ④パネル・のぼり・ポスター・パンフレット作成費 ⑤輸送費 ⑥自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費 ⑦翻訳費 ⑧市場調査に要する専門業者への委託費 ⑨認証取得に係る費用		1/2以内・20万円					
熊本市中小企業研修派遣助成制度		【助成内容】 対象となる企業が中小企業大学校などの公的研修機関での研修に参加する場合、受講料の2分の1を限度に予算の範囲内で助成（補助上限額あり） 【対象となる企業】 ・本市に事業所又は事務所を有する中小企業者等（中小企業者等が法人、団体又は組合である場合にあっては、その役員）※職務を本市内の事業所又は事務所において行う者に限る。 ・中小企業者等の有する本市内の事業所又は事務所の従業者 ・熊本市内に事業所又は事務所がある中小企業の協同組合・商店街振興組合など 【助成の対象となる研修機関】 ・中小企業大学校 ・職業能力開発促進センター 【補助金額】 受講料の1/2以内（3万円を上限とし、1事業者につき年度内1回限り）					
	熊本市DX環境整備事業補助金	【助成内容】 小規模企業者、中小企業者、又はこれらを主体とする組合若しくは任意団体等が実施するデジタル人材育成及びデジタルツールの導入に対し必要な経費の一部を補助する。 【対象者】 1 熊本市内に本社または主たる事業所を有するもの。ただし、団体の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたもの。 2 市税の滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいるものは除く。） 【補助率等】 <table><tr><th>対象事業</th><th>補助率・限度額</th></tr><tr><td>①デジタル人材の確保・育成</td><td rowspan="2">1/2以内・40万円</td></tr><tr><td>②デジタルツールの導入またはサイバーセキュリティへの対応</td></tr></table> 【特記事項】 募集開始：令和8年6月下旬ごろを予定 ※予算到達次第締め切り。	対象事業	補助率・限度額	①デジタル人材の確保・育成	1/2以内・40万円	②デジタルツールの導入またはサイバーセキュリティへの対応
		対象事業	補助率・限度額				
		①デジタル人材の確保・育成	1/2以内・40万円				
②デジタルツールの導入またはサイバーセキュリティへの対応							

■八代市 経済文化交流部 商工政策課

HP：http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/

TEL：0965-33-8513（直通） FAX：0965-33-4516（経済文化交流部代表）

制度名	対象者・内容	限度額
八代市小口資金融資制度	①市内に1年以上引続き住所又は事務所、店舗、工場を有する従業員20人以下の企業者 ②市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること ③市税を完納していること	1企業 1,000万円以内
八代市中小企業経営安定特別融資制度	①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ②市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること ③市税を完納していること	1企業 1,500万円以内



制度名	対象者・内容	限度額																					
八代市創業者支援資金融資制度	①産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29号に規定する創業者 ②市税を完納していること	1 創業者につき1,000万円以内 ただし、特定創業支援の証明を受けた者は1,500万円以内																					
八代市創業者支援資金利子補給	【対象者・内容】 ①八代市創業者支援資金融資制度による事業資金の融資を受けていること ②経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条の規定により、八代市の創業支援事業計画に記載された認定創業支援等事業の支援を受けたことについて市長から証明書の交付を受けたものであること ③市税の滞納がないこと ④本市以外の者から融資に係る利子補給を受けてないこと	毎年1月1日から12月31日までの間に金融機関に支払った融資に係る利子額																					
八代市企業振興促進事業	要件を満たす八代市内の対象事業所を適用事業所として指定し、下記の奨励措置を実施する。 【対象事業所】 ①製造業、運輸業、電気・ガス・熱供給業、卸売業 ②植物工場と認められる施設（完全人工光型、太陽光利用型） ③①又は②の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ④不動産業者が①又は②のために建設、取得する施設 【適用事業所指定要件】 ○事業所の投資に係る操業開始時の投下固定資産額：1億円以上（中小企業は2,000万円以上） ○事業所での増加市民雇用数5名以上（中小企業は2名以上） 【各種支援措置】 ○雇用促進補助金 増加市民雇用数の内、 ●正社員1人あたり 100万円 ●正社員以外1人あたり 30万円 ○固定資産税の課税免除 適用事業所の内、地域経済牽引事業計画の承認を受けているものが対象 事業計画に基づいて取得する固定資産に対する固定資産税を最初に課税されるべき年度以降3年間課税免除する。 ○事業所等建設補助金 投下固定資産総額1億円以上の事業所が対象。 算定式：投下固定資産総額（土地取得額除く）× 補助率 <table><tr><th>区分</th><th>補助率</th></tr><tr><td>新設（重点産業分野）</td><td>10%</td></tr><tr><td>新設</td><td>8%</td></tr><tr><td>増設・移設</td><td>5%</td></tr></table> ○用地取得等補助金 投下固定資産総額1億円以上の事業所が対象。 用地取得後1年以内に着工もしくは賃借後1年以内に操業開始する必要があります。 算定式：土地取得額× 補助率 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>補助率</th></tr><tr><td rowspan="3">取得</td><td>新設（重点産業分野）</td><td>50%</td></tr><tr><td>新設・増設</td><td>30%</td></tr><tr><td>移設（増加面積分のみ対象）</td><td>30%</td></tr><tr><td>賃借</td><td>賃借（1年間の賃料が対象）</td><td>50%</td></tr></table>	区分	補助率	新設（重点産業分野）	10%	新設	8%	増設・移設	5%	区分		補助率	取得	新設（重点産業分野）	50%	新設・増設	30%	移設（増加面積分のみ対象）	30%	賃借	賃借（1年間の賃料が対象）	50%	（補助金上限額） ※雇用促進補助金＋事業所建設補助金＋用地取得補助金の合計の上限額は以下の通り。 ※固定資産税の課税免除額は補助上限額の計算に含まない 新規雇用数 20人未満 投下固定資産総額 30億円未満 補助上限額 1億円 新規雇用数 20人以上 投下固定資産総額 30億円以上 補助上限額 2億円 投下固定資産総額 50億円以上 補助上限額 3億円 投下固定資産総額 100億円以上 補助上限額 4億円 投下固定資産総額 200億円以上 補助上限額 6億円 投下固定資産総額 300億円以上 補助上限額 8億円 投下固定資産総額 400億円以上 補助上限額 10億円
区分	補助率																						
新設（重点産業分野）	10%																						
新設	8%																						
増設・移設	5%																						
区分		補助率																					
取得	新設（重点産業分野）	50%																					
	新設・増設	30%																					
	移設（増加面積分のみ対象）	30%																					
賃借	賃借（1年間の賃料が対象）	50%																					
八代市産業活性化人材・企業育成支援事業	技術向上・研究開発・経営の安定などのため、経営者及び従業員に研修を受講させる場合や副業人材を活用する場合、その経費の一部を補助。 （ア）製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給・水道業 （イ）八代市未来チャレンジ企業 （ウ）建設業、サービス業、小売業など市内の中小企業 【補助対象となる研修等】 ◆業務に関連する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー ◆業務に関連する資格・免許取得にかかる講習 ◆企業価値を高めるCSR（企業の社会的責任）に関する講座・セミナー ◆技術指導者を招聘して行う研修等 ◆副業人材の募集 【補助対象経費】 ①受講料及び研修資料代 ②受験料 ③講師を招いて行う研修経費、副業人材募集時のメディア掲載経費	【アの業種】 補助率：1/2 補助限度額（一人当たり）：5万円 補助限度額（1企業あたり）：10万円 別途講師招聘副業人材活用：8万円 【イの業種】 補助率：2/3 補助限度額（一人当たり）：7万円 補助限度額（1企業あたり）：15万円 別途講師招聘副業人材活用：10万円 【ウの業種】 補助率：1/3 （新規雇用者へ研修の場合は補助率：1/2） 補助限度額（一人当たり）：3万円 補助限度額（1企業あたり）：8万円 別途講師招聘副業人材活用：5万円																					

制度名	対象者・内容	限度額
八代市中小企業信用保証料補給制度	次に掲げる融資制度の融資を受けた中小企業者 (1)八代市小口資金融資制度 (2)八代市中小企業経営安定特別融資制度 (3)八代市創業者支援資金融資制度	熊本県信用保証協会に一括で支払う信用保証料総額の1/2 ※(3)で特定創業支援の証明を受けた者は全額
八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金	【対象業種】 ・日本標準産業分類に掲げる情報通信業 ・コールセンター事業 ・コンテンツ制作事業 【奨励措置（適用工場などの指定）の要件】 投下固定資産額：100万円以上 事業所開設時点の新規雇用者数：3人以上（市内に住所を有する者） 【補助対象経費及び補助額】 1) 投下固定資産額の合計×1/3 2) 事業所の年間賃借額×1/2（開設から3年間） 3) 専用通信回線等使用料（クラウド含む）×1/2（開設から3年間） 4) 新規雇用者数（正規雇用者）×30万円（操業開始3年間）、2年目以降は純増者に対して交付 4)-2 新規雇用者（非正規雇用者）×15万円（操業開始3年間）、2年目以降は純増者に対して交付	（投下固定資産額） 補助限度額：1千万円 （建物購入3千万円） （事業所の年間賃借額） 補助限度額：1坪あたり5千円 （専用通信回線等使用料） 補助限度額：200万円/年
商店街魅力向上ソフト事業	【補助対象者】協賛団体等 【内容】商店街振興組合と協力して実施する商店街の賑わいの向上を図るための事業で市長が適当と認めるもの。 【補助対象経費】会場設営費、宣伝広告費、その他市長が認める経費	補助対象経費の1/2 限度額：10万円
空き店舗活用事業	<コミュニティ強化のための事業> 【補助対象者】振興会等 【内容】空き店舗を利用しコミュニティホール等に活用する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】①借家料、②光熱水費、③消耗品費、④店舗の改装費、⑤その他市長が認める経費	①②③⑤は補助対象経費の3/4 限度額：150万円 ④は補助対象経費の2/3 限度額：300万円
	<短期イベント等誘致のための事業> 【補助対象者】振興会等 【内容】空き店舗を利用しイベント等を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】借家料（連続して10日以上又は断続的に14日以上（週3日以上）開催するもの）	補助対象経費の1/2 限度額：月額10万円
	<チャレンジショップ応援事業> 【補助対象者】振興会等 【内容】空き店舗等を利用し試験的な出店を図る事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】①会場設営費(会場借上料を含む。)、②宣伝広告費、③原材料費	補助対象経費の2/3 限度額：3万円
商店街再生事業	<新規出店者誘致のための事業> 【補助対象者】振興会等 【内容】市長が別に定める業種に係る新規出店者を誘致し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】①借家料、②店舗の建設費、③店舗の改装費（①～③のいずれかの経費に限る）	①は補助対象経費の1/3 限度額：月額5万円 ②は補助対象経費の1/3 限度額：100万円 ③は補助対象経費の1/3 限度額：60万円（店舗のうち事務所に係るものは限度額48万円）
	<既存店舗の魅力創出及び集客力向上の推進のための事業> 【補助対象者】振興会等 【内容】既存店舗の魅力創出及び集客力向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの 【補助対象経費】既存店舗（新規出店者誘致のための事業により補助金の交付を受けた店舗を除く）の改装費（20万円以上のものに限る）	補助対象経費の1/3 限度額：50万円

■人吉市 経済部 商工観光課 商工係

詳細HP：http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/toppage/kurashi_nav/nav_hojyokin/32686

TEL：0966-22-2111（内線2133） FAX：0966-24-7869

制度名	対象事業名	対象事業の内容	対象項目	補助金額	補助回数
人吉市商店街活性化事業補助金	イベント事業	補助事業団体が中心市街地において行うイベント事業で市長が適当と認めたもの	謝礼金、人件費、消耗品費、借上料、委託料等	補助対象経費の3分の2以内で、30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一団体に対しては、同一会計年度に1回限りとし、同一イベントに対しては5か年度を限度とする。
	空き店舗活用事業	家屋の外観を修景し、休憩所、ギャラリー又は展示場等として活用する事業	修景費及び改装費	補助対象経費の3分の2以内で30万円を限度とする。ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、補助対象経費の3分の1以内で100万円を限度とする。	同一事業経営者につき1回に限り交付する。ただし、補助対象団体自らが実施する事業は、同一空き店舗について1回に限り交付する。
	既設家屋改装等事業	既設家屋の外観を修景する事業 既設家屋の外観を修景し、かつ、その一部を休憩所、ギャラリー等立寄施設に改装する事業	修景費及び改装費	補助対象経費の3分の2以内で、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。 補助対象経費の3分の2以内で、30万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。	同一事業経営者につきいずれか1回に限り交付する。



■荒尾市 産業建設部 産業文化振興課 商工政策係

HP : <https://www.city.arao.lg.jp/sangyo/shokouguyo/yushi-josei/page1467.html>

熊本県荒尾市宮内出目390番地 TEL : 0968-63-1432 FAX : 0968-57-7139

制度名	対象者	限度額
特別小口資金融資制度	① 荒尾市内に居住し、同一事業を1年以上熊本県内で営んでいる者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人 ② 営業許可若しくは登録を必要とする業種については、許可登録を受けている者 ③ 前年度の市民税は税額があり、かつ当該税額を完納している者（非課税及び免税措置を受けている者は市長の証明が必要） ④ 熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者 ⑤ 金融機関の取引停止処分を受けていない者	1,000万円
無担保無保証人融資制度	① 荒尾市内に居住し、同一事業を1年以上熊本県内で営んでいる者で、常時使用する従業員の数が20人（商業サービス業を主とする事業者は5人）以下の法人及び個人 ② 営業許可若しくは登録を必要とする業種については、許可登録を受けている者 ③ 融資申込日前1年間の当該事業に係る市民税の所得割（法人は法人税割）を完納している者 ④ 熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者 ⑤ 金融機関の取引停止処分を受けていない者 ⑥ 当該保証制度以外の保証を受けていない者	1,000万円
信用保証料補給制度	荒尾市中小企業融資制度において、信用保証協会の保証付で融資を受けると信用保証料の2分の1（10万円を限度額とする。）を予算の範囲内で荒尾市が助成する。	10万円

■水俣市 産業建設部 経済観光戦略課 経済振興室

詳細HP : <https://www.city.minamata.lg.jp/kiji00367/index.html>

TEL : 0966-61-1628 FAX : 0966-62-3311

制度名	融資対象	融資限度額
水俣市創業資金融資制度 【※1 利活用補助金（利子補給、信用保証料補助）あり】	1. 信用保証協会の保証対象業種であること 2. 市内に事業所及び住所を有するもの 3. 市税を滞納していないもの 4. これから1月以内（特定創業支援を受けた者は6月以内）に新たに事業を開始する創業者 5. これから2月以内（特定創業支援を受けた者は6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業者 6. 事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者 7. 会社設立の日（法人登記日）以後、5年を経過していない中小企業者 8. 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと 9. 信用保証協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと	1,000万円以内 特定創業支援を受けた者 1,500万円以内
【※1】水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金交付制度	「信用保証料補助」：「水俣市創業資金融資制度」による融資を受けたものを対象とし、信用保証協会が算出した信用保証料の額に相当する額（20万円を上限とする）を市で負担します。 「利子補給」：「水俣市創業資金融資制度」による融資を受けたものを対象とし、元金返済に伴い1月～12月に支払った利子（延滞利子を除く）に相当する額（20万円を上限とする）を5年間市で負担します。	
水俣市中小企業融資資金利子補給金交付制度（熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度対応分）	「熊本県小規模事業者おうえん資金」融資制度による融資を受けたものを対象とし、元金返済に伴い、1月～12月に支払った利子（延滞利子を除く）の1/2の額を3年間市で負担します。	

■玉名市 産業経済部 商工政策課 商工振興係

詳細HP : <https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/383/12762.html>

TEL : 0968-71-2065 FAX : 0968-73-2220

制度名称	玉名市中小企業経営安定資金保証制度	玉名市特別小口資金保証制度	玉名市季節資金融資制度（中元・年末）	玉名市小企業無担保無保証人融資制度
対 象	市内に1年以上住所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、本市に主たる事務所、店舗、工場等を有し、前年度及び当該年度（納期未到来分を除く。）の市県民税を完納している者	市内に1年以上住所を有し、かつ県内に店舗、工場又は事務所を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、従業員数が20人以下の法人及び個人で、前年度の市民税を完納している者	市内に1年以上住所を有し、かつ同一事業を引き続き1年以上営む中小企業者で、市民税を完納している者	市内に居住し同一事業を引き続き1年以上営み、従業員が5人以下で、他の保証制度を受けていない者
他の制度との併用	無担保融資制度との併用のみ不可			いずれとも併用不可
資金用途	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金	運転資金 設備資金
融資限度額	800万円	1,000万円	300万円	100万円

■山鹿市 商工観光部 商工政策課 物産振興係

詳細URL: <https://www.city.yamaga.kumamoto.jp>

熊本県山鹿市山鹿987-3 TEL: 0968-41-5698 FAX: 0968-43-8795

制度名	対象者	限度額又は補助額
山鹿市創業・開業 チャレンジ応援事業	商工団体の支援を受けて、市内で創業・開業する者 ※その他要件あり (窓口) 山鹿商工会議所 0968-43-4111 山鹿市商工会 0968-46-2141	・工事に要する費用 補助率: 1/2 上限額: 50万円 過去1年以内に市内に移住した者は30万円を加算、商店街、商工会議所又は商工会に加入した者は20万円を加算 ・賃借に要する費用 補助率: 1/2 上限額: 3万円 過去1年以内に市内に移住した者は5千円を加算、商店街、商工会議所又は商工会に加入した者は5千円を加算 ・創業・開業融資に係る支払利子 上限額: 10万円
山鹿市商工業跡継ぎ 支援事業	本市で5年以上事業を継続している事業所を、専門機関の支援を受けて事業承継する者 ※その他要件あり (窓口) 山鹿商工会議所 0968-43-4111 山鹿市商工会 0968-46-2141	補助率: 1/2 上限額: 100万円
山鹿市中小企業人材 育成助成事業	市内に主な事業所又は事務所を有する中小企業者及びその従業員 研修先: 中小企業大学校	研修受講料の2/3 補助上限額: 年度ごとに1事業所あたり10万円

■天草市 経済部 産業政策課

熊本県天草市東浜町8番1号 TEL: 0969-32-6786 FAX: 0969-24-3501

制度名	補助対象事業等の内容	対象者	補助率又は補助額 (限度額)
設備資金利子補給補助金	補助対象者が実施する市内における設備投資のため、500万円以上の事業資金の借入金に対する利子補給	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる市内の中小企業者	補助率: 4/10 上限: 60万円 ※20万円×3年間 補給期間: 3年間もしくは36回まで 対象利率: 上限5% (保証料込み) 融資額: 500万円以上
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034113/index.html		
起業創業資金利子補給補助金	①対象資金: ①熊本県創業者支援資金 ②日本政策金融公庫の新創業融資制度 ①②の協調融資 ・使途: 運転資金及び設備資金	中小企業として起業する者、もしくは創業1年未満の者で市内に住所を有し(法人の場合は本店住所も)市内で事業を営む者 ※要商工団体の指導(1回以上)	補助率: 10/10 上限: 120万円 ※40万円×3年間 補給期間: 3年間もしくは36回まで 対象利率: 上限3% (保証料込み) 融資額: 上限2,000万円
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039185/index.html		
事業承継・デザイン 経営等取組支援事業	申請した日の属する年度内に事業を完了する販路開拓又は売上拡大につながる事業であって、本事業の完了後、おおむね1年以内に売り上げにつながるが見込まれる事業であること。	従業員20人以下の小規模事業者であって創業1年以上の者で市内に住所(法人の場合は本店住所)を有する者かつ代表者が満60歳以上の事業所において、中心となって事業を実施しようとする後継者候補又は市が実施するデザイン経営に関する実践事業等を受講した者 ※要商工団体の指導(3回以上)	補助率: 1/2 上限: 初回申請時: 100万円 2回目申請時: 50万円 ※年度内に申請は1回まで
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039186/index.html		
中小企業等物価高騰 緊急対策事業補助金	原油価格や物価高騰等の影響により、売上げや利益が減少している中小企業者等の経営基盤の強化を図るため、新たな設備の導入等による生産性向上や省力化等の取組み。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者で市内に住所を有する者(法人の場合は本店住所も) ※要商工団体の指導(1回以上)	・補助率 初回申請時: 2/3 2回目申請時: 1/2 ※年度内に申請は1回まで ・通常枠 上限50万円 ・通常枠のうち複数店舗に係る申請及び複数者による共同申請
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00311651/index.html		
【新設】資格取得支 援事業補助金	従業員が新たに取得・修了する、補助対象者が費用を負担した資格・技能講習等に要する費用の一部を支援する取組み。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる市内の中小企業者で、従業員を補助対象資格等の取得日または修了日から申請日まで6か月以上継続して雇用し、申請日以降も引き続き雇用する予定である者	補助率: 1/2 上限: 15万円 申請期間: 資格取得日から6か月後から1年以内
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00313349/index.html		
商店街空き店舗活用 促進事業	空き店舗等情報バンクに登録してある店舗を借上げ、新規に開業された方(移転は対象外)	市内に住所を有する又は本店を有する者で、天草市空き店舗バンクに登録してある店舗を活用して、新規出店を行う商店街等組織に加入している者。	補助率: 家賃の1/2 上限: 60万円 ※5万円×12ヶ月
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031324/index.html		
ブランド産品推進支 援事業	産品の販路拡大やブランド確立のために実施する、地産地消・他消やブランド化の推進を目的とした取組み。	以下のいずれかに該当する者 ・市内に住所を有する個人事業主。 ・規約、会則等を有し、代表者が市内に住所を有する者であり、かつ構成員のうち2分の1以上が市内に住所を有する任意団体。 ・市内に本店を有する法人。	補助率: 1/2 上限: ・施設等整備支援事業 50万円 ・新商品開発等支援事業 20万円 ・食品分析支援事業 2万円 ・商標登録出願等支援事業 5万円 ・パッケージ等作成支援事業 10万円 ・コンテストチャレンジ支援事業 10万円 ・物産展等出展支援事業 15万円 申請回数: 1回まで
制度紹介URL	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00311986/index.html		



■菊池市 経済部 商工振興課

URL : <https://www.city.kikuchi.lg.jp/>

TEL : 0968-36-9720 FAX : 0968-25-1123

制度名	対象者	補助額
菊池市中小企業 経営安定資金融 資制度 (信用保証料の補 助あり)	・市内に1年以上住所を有し、熊本県信用保証協会の保証対象となるもの。 ・市内において1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、資本金総額が1,000万円以下、かつ、常時使用する従業員の数が50人以下の法人又は個人。 ・営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者。 ・前年度の市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあつては、市長の証明がある者。 ・熊本県信用保証協会により代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者。 ・金融機関の取引停止処分を受けていない者。	・1事業者につき600万円以内。 ・融資期間は3年以内、5年以内。
菊池市小規模事業 振興資金融資制度 (信用保証料の補 助あり)	・市内において6月以上住所を有し、熊本県信用保証協会の保証対象となるもの。 ・市内において、6カ月以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人又は個人。 ・営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者。 ・前年度の市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者にあつては、市長の証明がある者。 ・熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者及びその保証人でない者。 ・金融機関の取引停止処分を受けていない者。	・1業者につき500万円以内。 ・融資期間は3年以内、5年以内。
菊池市勤労者生活 安定資金融資制度 (信用保証料の補 助あり)	・市内に1年以上引き続き居住し、かつ、同一事業所に継続して1年以上勤務していること。 ・安定した収入があり、融資を受けた資金の返済が確実と認められること。 ・取扱金融機関が保証委託する保証機関の保証が受けられること。 ・成年者であること。 ・市税を完納していること。	・1人当たり100万円以内。 ・返済期間は、5年以内。
菊池市中小企業小 口資金保証制度	・市内に1年以上住所を有し、熊本県信用保証協会の保証対象となるもの。 ・市内において、1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っている者で、常時使用する従業員の数が20人以下の法人または個人。 ・営業許可または登録を必要とする業種については、許認可登録を受けている者。 ・前年度の市税を完納している者または、市税について非課税および免税措置を受けている者にあつては、市長の証明がある者。 ・熊本県信用保証協会より代位弁済を受けていない者およびその保証人でない者。 ・金融機関の取引停止処分を受けていない者。	・1事業所につき400万円以内。 ・融資期間は30月、45月、60月
菊池市中小企業後 継者育成対策事業 助成金	(1)要件のいずれにも該当する後継者へ1回を限度として助成金等を交付。 ・商工会に加入している事業所に新規就業又は就業している者であつて、当該事業所が新たに後継者として認定した者。 ・本市に居住している者。 ・満40歳までの後継者。 ・後継者は就業後5年以上従事する見込みのある者。 (2)配偶者を迎えた後継者。	(1)後継者育成助成金：30万円 (うち10万円を市内共通商品券で助成。) (2)結婚祝い金：5万円 (全額を市内共通商品券で助成。)
菊池市創業融資 制度	・信用保証協会の保証の対象で、市内において事業を行おうとする者。 ・市税に未納がない者。 ・取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。 ・熊本県信用保証協会に対して、代位弁済による求償債務(連帯保証による者を含む。)がないこと。 ・次のいずれかに該当する者。 (1)個人は、1月以内(特定創業支援を受けた者は、6月以内)に新たに事業を開始する者。 (2)法人は2月以内(特定創業支援を受けた者は6月以内)に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する創業者。 (3)事業を開始した日以降1年を経過していない創業者である中小企業者。 (4)会社の設立の日(法人登記日)以降、1年を経過していない創業者である、中小企業者。	(融資条件) ・融資限度額 1,000万円以内(特定創業支援を受けた者は、1,500万円以内) ・融資期間 10年以内 ・貸付利率 3年以内：年1.00%以内 5年以内：年1.10%以内 7年以内：年1.30%以内 7年超：年1.45%以内 (いずれも特定創業支援事業を受けた方は0.2%減じた金利)
菊池市創業支援 事業補助金	(1)~(8)条件全てを満たす方 (1)次のいずれかに該当する者であること ・【創業】これまで事業を営んだことのない個人が、新たに本市において事業を開始すること。 ・これまで事業を営んだことのない個人が新たに法人を設立し、本市において事業を開始すること。 ・【新分野進出】既に事業を営んでいる者が、その事業とは日本産業分類の中分類が異なる業種の事業を新たに開始すること。 (2)次のいずれかに該当する者であること ・【創業】補助金の申請年度内に創業を行う者、または申請時において創業の日から1年を経過しない者であること。 ・【新分野進出】交付の決定を受けた後に事業に着手する者であること。 (3)次のいずれかに該当する者であること ・【個人事業者】代表者が補助事業の完了までに本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。 ・【法人】補助事業の完了までに、本市を本店所在地とした法人登記が行われていること。 (4)業種にあつては、日本標準産業分類の大分類・卸売業、小売業、大分類M・宿泊業、飲食サービス業、大分類N・生活関連サービス業、娯楽業、大分類O・教育、学習支援業、その他商店街の集客やイメージアップに有効でまちづくりに寄与すると市長が認める業種であること。 (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団ではない者、又それらと密接な関係を有しない者であること。 (6)市県民税の滞納がないこと。	創業 【賃借料】・借地料の2分の1以内で限度額月額5万円 ・借家料の2分の1以内で限度額月額5万円 ・借地料と借家料の両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額8万円 【店舗建設・店舗改修費】 ・店舗等の建設に要した費用の2分の1以内で限度額50万円 ・内装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額30万円 ・外装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額30万円 ・内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額50万円 【固定資産税相当額】 ・創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度あたり限度額10万円 【借入金利息】 ・店舗等の建設又は開業の為の設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度あたり限度額20万円 【信用保証料】 ・店舗等の建設又は開業の為の設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の1以内で限度額25万円 新分野進出 【賃借料】・借地料の2分の1以内で限度額月額2万円 ・借家料の2分の1以内で限度額月額2万円 ・借地料と借家料両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額3万円 【店舗建設・店舗改修費】 ・店舗等の建設に要した費用の2分の1以内で限度額20万円 ・内装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額15万円 ・外装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額15万円 ・内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額20万円

制度名	対象者	補助額
菊池市創業支援事業補助金	(7)創業支援事業計画のワンストップ窓口（菊池市商工会）で、1カ月以上の期間をかけ、4回以上の相談を行い、適切な事業計画を有している創業支援事業者。またはそれと同等の事業計画を有する新分野に進出する者であること。 (8)過去に菊池市創業支援事業による助成を受けていない者であること。	【固定資産相当額】 ・創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度当たり限度額3万円 【借入金利息】 ・店舗等の建設又は開業の為に設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度当たり限度額7万円 【信用保証料】 ・店舗等の建設又は開業の為に設備機器購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の1以内で限度額10万円 ※グルメ菊池重点区域に関しては、補助金の増額及び補助対象期間の延長あり。
事業承継推進事業補助金	【親族内継承】市内に本店又は主たる事業所を置く代表者の親族であり、引き続き5年以上経過している市内の事業所を事業継承した者。 【従業員継承】市内の本店又は主たる事業所で雇用される従業員であり、引き続き5年以上経過している市内の事業所を事業継承した者。 【第三者継承】5年以上事業を継続している市内の本店又は主たる事業所を事業継承した者。 (1)～(6)条件をすべて満たす方 (1)申請時において親族内継承、従業員継承若しくは第三者継承のいずれかの方法で事業継承した日から3年以内の者で、経営革新に取り組む者であること又は事業承継を前提とした企業価値診断をする者であること。 (2)交付の決定を受けた後に経営革新又は企業価値診断に着手する者であること。 (3)中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者であること。ただし、日本標準産業分類の大分類A及びBに規定する農林業業者は除く。 (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員ではない者又はそれらと密接な関係を有しないものであること。 (5)市税に未納がないものであること。 (6)次のいずれかに該当するものであること。 ・【経営革新者】創業支援事業計画のワンストップ窓口で1月以上の期間をかけ4回以上の相談を行い、適切な事業計画を有しているものであること。 ・【企業価値診断者】創業支援事業計画のワンストップ窓口で1回以上の相談を行い、適切な事業計画を有しているものであること。	【事業費・廃業費】 ・2分の1以内で限度額100万円（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） 【企業価値診断又は譲渡価格算定に要する経費】 ・2分の1以内で限度額30万円（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
菊池市副業人材活用マッチング事業費補助金	・次に掲げる要件のいずれにも該当する者。 (1)市内に主たる事業所を有する者で、市が実施する副業人材の活用状況及び成果に関する調査並びに市内事業者の副業人材の活用促進の取組に協力できる者。 (2)市税に未納がない者。 (3)政治活動もしくは宗教活動を目的とした組織または団体ではない者。 (4)風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関係特殊営業または、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業所を営営する者ではない者。 (5)菊池市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または、同条第2号に規定する暴力団ではない者。	・補助対象経費の3分の2以内で限度額20万円。（その額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）ただし、1月当たりの補助金の額は4万円を上限とする。

■宇土市 経済部 商工観光課 商工振興係

詳細HP : <https://www.city.uto.lg.jp/>

TEL : 0964-27-3328 FAX : 0964-22-6100

制度名	対象者及び対象事業・経費	補助率及び補助額
宇土市中小企業の店舗改装等近代化に対する整備資金利子補給条例	《対象者》 ・市内に住所を有するもの。 ・同一事業を1年以上営むもの。ただし新たに事業を開始するものについては、この限りではない。 ・営業許可又は登録を必要とする業種については、許認可等を受けているもの。 ・熊本県信用保証協会の保証対象となる業種を営むもの。 ・市税等の滞納がないこと。 《対象事業》店舗の改装事業 店舗の新設又は移設事業 顧客用の無料駐車場の新設又は整備事業 その他市長が認めた事業	《補給率》 利子補給の額は、支払利子額の7割以内。 《補給額等》 利子補給の対象期間は、利子補給の始期から60月以内とし、補給累計額が700,000円に達するまで。利子補給を受ける融資金の限度額は、借入金のうち10,000,000円を限度とする。
宇土市創業支援事業補助金	《対象者》 補助金交付決定日から12月以内に宇土市内で創業を行う者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。 ・個人事業主にあつては、事業完了までに、市内に居住し、本市の住民基本台帳に記載されていること。 ・法人にあつては、事業完了までに、市内を本店所在地とした、法人登記が行われていること。 ・創業支援事業による支援を受けていること。 ・創業後に宇土市商工会に加盟し、経営指導員による定期的な指導を受け、創業の日から36月以上継続して事業を行う見込みがあること。 ・市税等の滞納がないこと。 《対象経費》 賃借料、建設費、改修・設備等購入費、マーケティング経費、販売促進経費、その他経費。ただし、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できるものとし、補助金交付決定後に支払うものであること。	《補助率》 対象経費の3分の2 《補助額等》 上限額100万円

■上天草市 経済振興部 観光おもてなし課 産業振興係

URL : <https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/>

TEL : 0964-26-5531 FAX : 0964-56-5107

制度名	対象者	限度額
上天草市中小企業設備投資資金利子補給補助金	上天草市内に住所及び事業所を有し、上天草市商工会に加盟している事業者。	補助期間：借入日から3年以内 補助率：金利2%以内 補助額：1会計年度上限20万円
中小企業者空き店舗等家賃補助金	上天草市商工会に加入する、またはしている者で、上天草市に主たる事業所（個人の場合は住所）を有する法人又は個人事業主。	補助期間：1年間 補助額：家賃の1/2 ※月額上限5万円
上天草市雇用促進住居手当補助金	上天草市内に事業所を有する事業者で、市外から新規雇用した従業員に、住居手当を支給する事業者。	補助期間：最大24月 補助額：住居手当の1/2 ※月額上限2万5千円



■宇城市 経済部 商工観光課 商工観光係

詳細HP : <https://www.city.uki.kumamoto.jp>

宇城市松橋町大野85 TEL : 0964-32-1604 FAX : 0964-34-3558

制度名	対象者	限度額
宇城市中小企業近代化整備資金 利子補給補助金	(1)資本金又は出資金の総額が1,000万円以下の会社又は個人で、常時使用する従業員の数が50人以下のもの (2)法人の場合は本店の所在地、個人の場合は住所を市内に有し、同一事業を1年以上営んでいる者及び新規に創業又は事業転換する者 (3)市税を完納している者又は市税について非課税及び免税措置を受けている者については市長の証明があるもの (4)営業許可又は登録を必要とする業種については、許可を受けているもの	(1)利子補給の対象利率は、年4パーセント以内を限度とし、年間に支払った利子額の2分の1以内の額を利子補給として支給する。ただし、1円未満は切り捨てる。 (2)利子補給の対象期間は、償還の始期から3年間とする。 (3)一事業者が利子補給を受けることができる融資資金の限度額は、借入金のうち年間1,000万円を上限とする。
宇城市中小企業等金融円滑化利子補給補助金	(1)令和7年8月10日から令和7年12月31日までに熊本県金融円滑化特別資金及び日本政策金融公庫の災害貸付、災害復旧貸付の融資を受けていること。 (2)宇城市に本店若しくは支店を有する法人（宇城市に法人登記又は法人市民税の納税義務がある法人に限る。）又は宇城市内に住所を有している個人事業主で市内で事業を行っているもの (3)市税の滞納がないこと。 (4)宇城市暴力団排除条例（平成23年宇城市条例第17号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者 (5)宇城市以外のものから融資に係る利子補給を受けていないこと。	(1)毎年1月1日から12月31日までの間に金融機関に支払った融資に係る利子に相当する額（遅延損害金を除く。）とし、1中小企業者当たり年間100万円を限度とする。ただし、1円未満は切り捨てるものとする。 (2)借換により既往債務返済額がある貸付については、貸付額から既往債務返済額を除いた割合を約定利子に乗じた相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度に、交付対象経費とする。ただし、令和7年8月豪雨被害に対応する融資制度からの借換は利子補給の対象とする。
宇城市中小企業等物価高騰対策給付金	(1)次のいずれかに該当する者 ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 イ 資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人のうち、収益事業を行っており法人税の確定申告を行っている者 (2)宇城市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主 (3)給付金の申請後も事業を継続する意思のある者 (4)市税の滞納がないこと。 (5)直近1年間の光熱水費及び燃料費の合計の支出が年間30万円以上（税抜）の事業者	1 給付金の額は、事業者の直近の決算における水道光熱費及び燃料費の合計額（消費税相当額を除く。）に10%を乗じて得た額以内（1,000円未満切捨て）とし、20万円を上限とする。 2 前項の規定により算出した額の総計が予算額を超過した場合は、比例配分により減額となる場合あり。

■阿蘇市 経済部 まちづくり課 商工物産係

詳細URL : <https://www.city.aso.kumamoto.jp/>

TEL : 0967-22-3318 FAX : 0967-22-4566

制度名	対象者	限度額
市町村特別小口資金保証制度	協会と損失補償契約を締結した市町村に1年以上住所を有し、協会の保証の対象になるものであって、次の要件を満たすもの。 ①1年以上引き続き同一の業種に属する事業を行っているもの ②常時使用する従業員の数が20人以下の法人及び個人 ③前年度の市町村民税について税額があるものであって、かつ当該税額を完納しているもの（事業開始後2年未満のものについては、新たに賦課された税額の納期到来分を完納しているもの） また市町村民税について、非課税もしくは免税措置を受けているものについては市町村長の証明があるもの	1 事業者あたり 1,000万円以内
阿蘇市商店街活性化（空き店舗対策）事業	阿蘇市内の商店街にある空き店舗を賃借し、本市の特性を考慮した店舗、または観光面に貢献できる店舗を新たに出店できる方で、次の要件を満たすもの。 ①商工会に加入しているもの ②阿蘇市在住者であるもの ③出店後、3年未満のもの ④3年以内に事業を終了する見込みのないもの	出店者が所有者に支払った賃借料の2分の1の額で月額最大50,000円以内 最長3年間

■合志市 産業振興部 商工振興課

詳細URL : <https://www.city.koshi.lg.jp>

TEL : 096-248-1115 FAX : 096-248-1196

制度名	対象者	限度額
中小企業人材育成費補助金	市内の中小企業の経営者及び従業員	受講料の2/3以内
大規模展示会出店支援事業補助金	市内の中小企業者	出展に係る小間料の1/2以内 上限額：20万円
合志市創業支援事業補助金	・補助金の交付の申請を行う年度内に創業を行うか、事業が開始した日以後、3年を経過していない創業者。 ・個人の場合：市内に居住すること ・法人の場合：市内を本店所在地とした法人登記を行うこと	個人事業主：20万円以内 法人：30万円以内 対象経費の1/2以内
合志市創業融資制度（信用保証料の補給あり）	・市内に住所及び事業所を有する者 ・6ヵ月以内に事業を開始する又は事業を開始した日以後、3年を経過していない創業者	融資限度額：1,000万円 融資期間：10年以内 貸付利率：3年以内 年1.00%以内 5年以内 年1.10%以内 7年以内 年1.30%以内 7年超 年1.45%以内 (いずれも固定金利)



くまもとUBA

UNITED BUSINESS ASSOCIATIONS

青年部活動レポート

開新高等学校で「物流出前授業」を開催！

公益社団法人熊本県トラック協会青年部会 継運会

公益社団法人熊本県トラック協会青年部会継運会（松木一史部会長・株式会社MATSUKI）が、6月15日（月）学校法人開新学園 開新高等学校において「物流出前授業」を開催しました。継運会では2017年度より、県内の高等学校や大学など延べ53校で「物流出前授業」を実施してきました。

この取り組みは、国内輸送の9割を担うトラック運送業界の重要性に対する理解を深めてもらい、トラック業界の次代を担う優秀な若手人材確保を目的としたものです。

今年度第1回目となる今回は、自動車科2年生・3年生だけでなく、総合ビジネス科2年生・3年生（合計約80名）を対象に3教室に分け、同協会女性部会と合同で実施しました。業界の説明だけでなく、働きやすさや待遇面の魅力などについて説明したことで、初任給や福利厚生に関する質疑もあり、受講した多くの生徒の就職先の選択肢にトラック運送業界が加わった様子でした。



自動車科での「物流出前授業」の様子



左から内田氏、松木氏（部会長）、堀内氏

～かっこいい鉄筋工、熱き心で次世代を育む～

熊本県鉄筋工事業協同組合青年部



熊本県鉄筋工事業協同組合青年部（中村竜一郎部長：株式会社中村鉄筋工業代表取締役社長）は、名のとおり鉄筋工事業の若手技能集団で、現在15名で活動中です。鉄筋工事は、建物の骨格である鉄筋を作業場で加工し現場で組み立て施工する仕事ですが、完成した建物からは見えない部分だからこそ、やり直しが利かず手の抜けにくい大事な工程です。私たちが日々安心して仕事や暮らしができるのは、青年部の皆さんの確かな技術があってこそ、ということをお忘れではありません。

青年部のメンバーは現場の実働者でありながら若手の経営者でもあり、現場と事務所の両方を行き来する非常に多忙な毎日です。そのような中、青年部活動として視察や技能祭の出展など、年間を通じて充実した活動を行っており、昨年は熊本県技能士会連合会が行う令和7年度くまもと技能祭“技能フェアin辛島公園”への出展で来場者に鉄筋曲げ体験や結束体験を実施しています。また、青年部自らが教壇に立ち次の世代である従業員に対する技能検定座学講習も行うなど、技能承継を意識した“かっこいい”活動を日々展開しています。



【お問い合わせ先】 熊本県中小企業団体中央会青年部協議会事務局
TEL:096-325-3255 youth@chuokai-kumamoto.com 担当：佐々木・齊藤

創業をお考え、または創業後間もない皆さまへ

金融機関から融資を受ける際、

経営者が保証人になる必要はありません！

～スタートアップ創出促進保証制度（通称：SSS）～

って知っていますか？

これから創業される方、創業後間もない方を対象として、担保及び保証人を不要とする国の「スタートアップ創出促進保証（SSS 保証）」に対応した「熊本県創業者支援資金（一般枠）」のご案内です

保証料を県が半額相当分補助するので、お得にご利用できます



ご利用いただける方は、次のいずれかに該当する方です。



創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内（※）に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。
なお、ご利用いただける法人の企業形態は、会社法第2条第1項に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社です。

主な制度概要

保証限度額	3,500万円	保証期間	1年以上10年以内 (据置期間1年または 3年以内)	保証人	不要
保証料率	年0.55% (保証料率 1.10%のうち、 0.55%に相当する額を県が補助します)	添付書類	創業計画書 (スタートアップ創出 促進保証制度用)	担保	不要
融資利率	3年以内：年1.50%以内 5年以内：年1.65%以内 7年以内：年1.80%以内 7年超：年1.85%以内 ※次に定める人材育成支援を受け、地域課題の解決に寄与する事業の具体的な計画を有する方は、上記金利から年0.2%金利の優遇措置があります ✓ 熊本大学と自治体等が連携して展開されている未来創造塾				

次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。
①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入（保証協会の保証を付さない借入）をする
②保証申込時にプロパー借入の残高がある

その他条件がございますので、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください

本制度についてのお問い合わせはこちら



熊本県信用保証協会

0120-69-3221

受付時間9:00～17:15
(土・日・祝を除く)

QRコードを読み取ることでHPからもご相談いただけます！

【本所】096-375-2000

【八代支所】0965-33-2579

【天草支所】0969-23-2015



費用は
無料

「働く」を、もっと豊かに



サービス

人と企業に寄り添い、サポートします

離職する従業員の
再就職をサポート

人材を確保したい
企業に対するサポート

企業間の出向を
サポート



公式キャラクター
サイジョブさん

きつとみつか
るいい人、いい仕事

特色

安心の公的機関

相談・紹介・仲介・
斡旋の費用は無料

全国47都道府県事務所の
ネットワークで
U/Iターンもサポート

専任のコンサルタントが
面談から就業まで
マンツーマンでサポート

＼ジョブ産雇とは？／

1987年に国および経済・産業団体の協力によって設立
された公益財団法人で、再就職・出向などによる
企業間の労働移動を無料でサポートしています。

ジョブ産雇（公益財団法人産業雇用安定センター）熊本事務所

〒860-0806 熊本市中央区花畑町 1-7 MY 熊本ビル 6 階

TEL：096-359-3526 FAX：096-319-1055

ご利用時間

9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

<https://www.sangyokoyo.or.jp>

ジョブ産雇 検索



～65歳超雇用推進助成金のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- ②1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ③高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置の実施

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年の引上げ年数に応じて15～240万円まで支給

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を就業規則等に規定していること
- ②①の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換していること
- ③無期雇用転換した労働者に転換後6ヶ月分の賃金を支給していること

支給額

・対象労働者1人につき40万円
（中小企業以外は30万円）

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（賃金制度、健康管理制度等）を実施した事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①雇用管理整備計画書を提出し、認定を受けていること
- ②1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって、講じられた雇用管理制度が適用されており、計画終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること

支給額

- ①賃金・人事処遇制度の導入・改善：60万円（中小企業以外は45万円）
- ②労働時間制度、在宅勤務制度、研修制度、健康管理制度の導入・改善：30万円（中小企業以外は23万円）
- ③機器等の導入：措置導入経費（上限50万円）×60%（中小企業以外は45%）

- ★お問合わせや申請は、熊本支部高齢・障害者業務課までお願いします。
- ★コースごとに申請受付期間が異なります。
- ★制度の詳細はホームページ(<https://www.jeed.go.jp>)をご覧ください。

助成金説明会のご案内（概要説明）

開催日：令和8年 7/9、8/27、10/8、11/26
令和9年 2/4

場 所：ポリテクセンター熊本（合志市須屋2505-3）

*参加無料
*説明会の詳細、申込方法については、
熊本支部ホームページをご覧ください

J E E D 熊本

検索

 **JEED**
【TEL】 熊本支部
096-249-1888

景況ウォッチャー

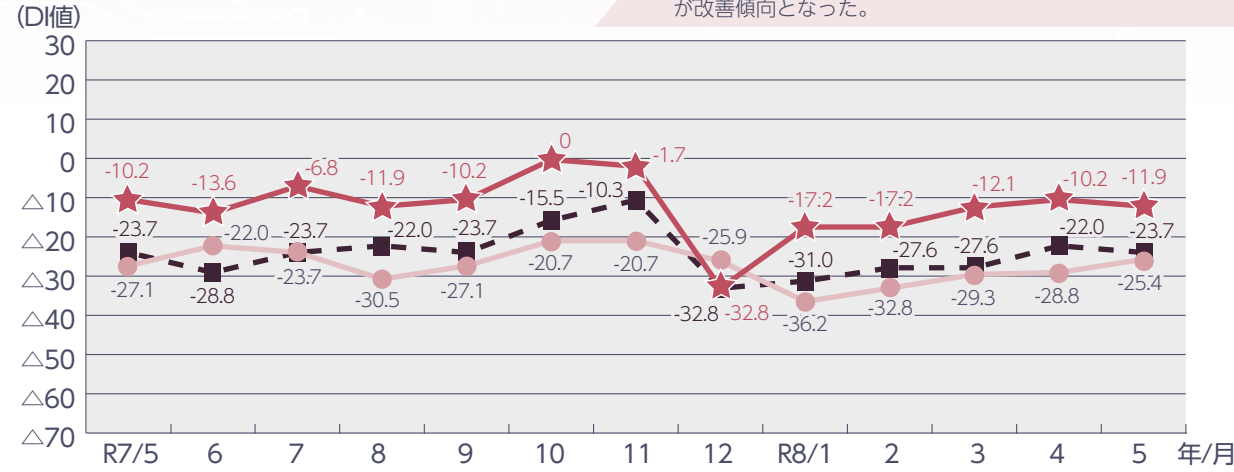
情報連絡員の皆様から寄せられた回答を基に作成しています。

※DI値とは、前年同月と比較した企業の景況感を示す景況判断指数のことです。
※DIの計算方法（『増加』『好転』した組合数－『減少』『悪化』した組合数）÷回答組合数×100

●売上高
■収益状況
●業界の景況

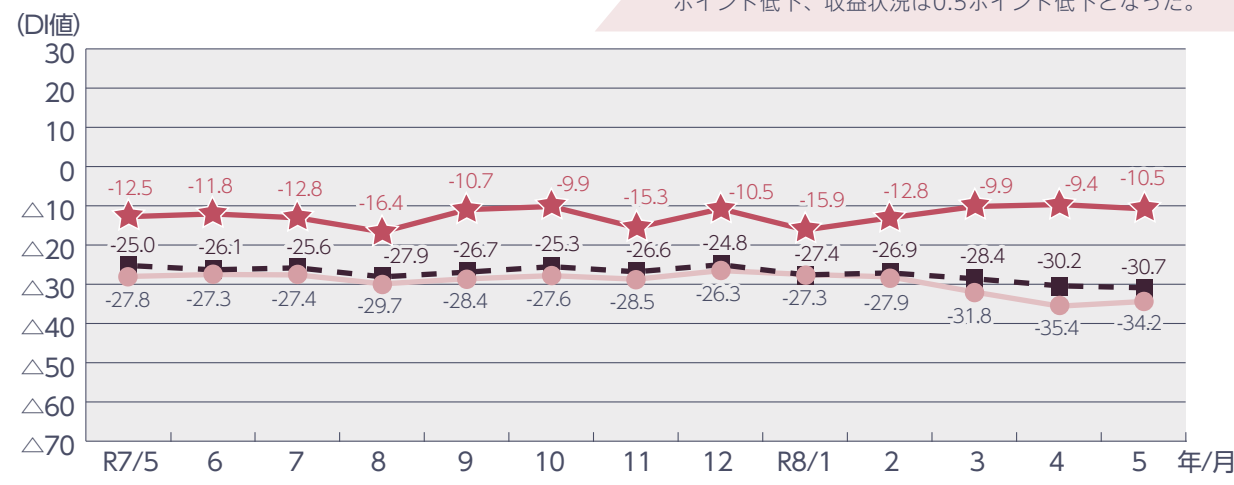
■景況の推移（前年同月比）熊本県集計

売上高がマイナス11.9ポイント、収益状況がマイナス23.7ポイント、景況がマイナス25.4ポイントとなり、業界の景況が改善傾向となった。



■景況の推移（前年同月比）全国集計

主要3指標は、景況感が1.2ポイント上昇、売上高が1.1ポイント低下、収益状況は0.5ポイント低下となった。



■熊本の経済指標

※鉱工業指数は2010年、消費者物価指数（熊本市）は2010年を100とした指数
※中古車登録台数は中古新規登録のみです。

①熊本の人口（R8. 5）	1,673,885人	➡	⑪新車登録台数（R8. 5）	3,126台	⬆
②鉱工業指数 生産（R8. 3）	108.0	⬇	⑫中古車登録台数（R8. 5）	1,796台	⬇
③鉱工業指数 出荷（R8. 3）	112.8	⬇	⑬預金残高（R8. 1）	7兆8,480億円	➡
④鉱工業指数 在庫（R8. 3）	74.9	⬆	⑭貸出残高（R8. 1）	5兆5,774億円	➡
⑤公共工事請負額（R8. 3）	633億円	⬆	⑮企業倒産件数（R8. 4）	12件	⬆
⑥設住宅着工戸数（R8. 3）	1,114戸	⬇	⑯企業倒産負債総額（R8. 4）	8億5,800万円	⬇
⑦百貨店売上高（九州）（R8. 3）	429億円	➡	⑰輸出（R8. 2）	43億円	⬇
⑧スーパー売上高（九州）（R8. 3）	1,095億円	➡	⑱輸入（R8. 2）	108億円	➡
⑨共同店舗売上高（県内7店舗）（R8. 3）	4億3,281万円	⬇	⑲消費者物価指数（R8. 3）	111.7	➡
⑩生コン出荷量（R8. 5）	86,143m ³	⬇			

前年同月比 (%)	⬇ 減少 -10%以上	⬇ やや減少 -5%以上～-10%未満	➡ 不変 0～±5%未満	⬆ やや増加 +5%以上～+10%未満	⬆ 増加 +10%以上
-----------	-------------	---------------------	--------------	---------------------	-------------

【データ出典】 ■①…熊本県統計人口調査 ■②～④…熊本県鉱工業指数月報 ■⑤～⑧、⑬～⑱…熊日新聞掲載
■⑨…熊本県中央会調べ ■⑩…熊本県生コンクリート工業組合 ■⑪・⑫…熊本県自動車販売店協会

食料品

パン製造業

- ナフサ不足による包材・ニトリル手袋等の出荷調整が行われている。当面の生産に支障はないものの、値上げの通告が相次いでおり、原価への影響が懸念される。

調味料製造業

- 今般の原資材の値上げの動きに注視している。その結果、値上げ後の売値への転嫁は非常に厳しい状況にある。

木材・木製品

一般製材業

- 新築物の遅れで、木材の流通について今後が不安。

窯業・土石製品

コンクリート製品製造業

- 県全体の売上高は前年同月比で減少した。中東情勢に伴い生コンの原材料である混和剤の価格が上昇しており、また同じく原材料のセメントについても各メーカーが値上げを表明していることから、生コン販売価格を今後、改定することを各地区生コンクリート協同組合は検討している状況である。

鉄鋼・金属

異業種

- ナフサ不足により製品が未入荷となり、住宅着工が大幅に減少している。
- 売上高については、増加している企業群と減少している企業群に分かれており、極端な2極化がうかがえる。全体的には、原油価格の高騰による原材料費の上昇や人材確保難の影響がいまだに継続している傾向があるものの、一方で収支状況を好転させている業種も散見される。
- 中東情勢の緊迫化による原油の入荷不安、円安による食料品の高騰、原材料の調達不能等、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にある。こうした状況を早急に改善し、これを乗り越える知恵を生み出す必要があると感じる。

卸売業

各種卸売業

- 前月に続いて中東情勢の悪化によるナフサ不足は徐々に組合員にも波及している。建設関連卸では、接着剤や個人住宅などの屋根材、壁材等の納入期間が長期化するなど少しずつ影響が出ている。需要は多いが、仕入数量に制限が出てくる心配がある。しかしながら、販売先との関係では仕入れ価格の上昇が認知されており価格転嫁も徐々に進んでいる。
- 中東情勢悪化に伴い、住宅関連資材価格の高騰及び納期遅延が顕在化しており、緊急対応的な運転資金調達ニーズが高まっている。

野菜卸売業

- 現状、商品価格は落ち着いているが、夏場の天候（災害）等の影響を注視している。

生鮮魚介卸売業

- 買付額が2カ月連続で前年同月比がマイナスの状況。

小売業

燃料小売業

- 補助金の影響を受けて価格は比較的安定しているが、熊本市を中心に安売り合戦をしている状況である。しかし、郡部の家族経営店では安売り店との価格競争ができず苦戦している。また、金融機関からの借入れに関する相談及び申請も増えた。
- 6月のプロパンの仕入単価は、中東情勢の影響により先月よりもさらに高騰している。販売価格に、ほとんど反映できていないため収支は今後さらに悪化する見通し。

各種商品小売業

- 車輛の入荷が遅く、油脂類が不足している。
- 新規入会申込も増える中、事業承継が厳しく、廃業する会

員も出てきた。先日、事業承継に関するサポートを提案いただいたが、少しでもその辺りを活用し、より良い承継ができればと考える。

- 全店売上実績：95.1%、客数：90.2%、客単価：105.5%、買上点数：93.7%であった。ただし、4月末をもって通常業務（宝くじ販売等）を中止したインフォメーションコーナー業務を除くと、売上実績は前年対比109.5%と大幅な増加となった。
- 5月はGWもあり、来店客数・売上ともに低調な感があった。
- 店舗の隣接に「老健施設」の建設が始まり、食料品を中心に建設関係者の購買により伸びている。また、国の重点支援地方交付金を使い、山鹿市は価格高騰抑制の為に商品券が各家庭に配布され、5月1日より利用が始まった。この影響も重なり5月は各売り場ともに前年に大きく上乗せすることができた。隣接の老健施設は11月オープンが決定し、相乗効果を期待している。
- 昨年度の売上と比べて、売上自体が上がっているのは、中東情勢の影響による買いだめ需要のためと思われる。否応なく仕入れ価格が上昇し、それに伴い値上げを余儀なくされるが、値上がり率が激しく、打ち止めがない状況で利用者の負担は増えている。また、商品によっては発注を行っても承認されない場合が多く、事務所内は品薄状態となっており、現状が続くとお盆前の資材不足が予想され、対応が難しい事態となってしまう可能性がある。

サービス業

その他サービス業

- 例年ゴールデンウィーク期間中のイベントは限られていたが、今年は増加傾向にあったように思われる。また、人件費の高騰を受けて価格の上昇が例年と比較してこの幅が大きかった。ただ、個々に見ると規模を縮小して開催するところも散見されるなど差があるように思える。

デザイン業

- 中東紛争の影響を受け、当業界でも材料の値上がりと入庫見通しがつかない状況にある。

旅館業

- イラン情勢の影響によって、燃料代、リネン代、固形燃料等の値上がりや在庫不足の声が多くなっている。

建設業

鉄筋工事業

- 5月以降、仕事量は徐々に増えてくると思われたが、中東情勢、その他の情勢により増えなかった。順調に業界が動き始める予定だったが、業界状況は不透明な中、資材高騰により工事見積が減少している。2025年12月に第三次担い手三法が施行され、技能者の処遇改善という追い風が吹いているが、仕事量はかなり厳しく、業界は向かい風を受けている。また、極端な天候への対応、猛暑対策、暴風雨、猛暑における作業効率の低下といった懸念材料も山ほどある。しかし、基本は安全が一番重要であり、全てにおいてコミュニケーションをとりながら、重点的に活動を推進していくだけである。2027年4月からの育成就労制度に向けても活動を推進していく。

鉄骨工事業

- 錆止め塗料とシンナーが入荷せず業務に影響が出ている。

運輸業

一般乗用旅客自動車運送業

- 人出が多くなり、売上は上がっているが燃料高騰などの経費の増加が収益を圧迫している。

一般貨物自動車運送業

- 5月は例年通りの荷動きであった。燃料価格は補助金の効果で高値ではあるが、想定ほどの上昇はなく助かった。しかし、今後の補助金縮小が不安である。また、様々な資材が高騰している。特に、梱包資材は値上げのうえ、品薄が続き苦慮している。



中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？



- ☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いかわからない。
 - ☒ いろいろな助成金があるが、使い方がわからない。
 - ☒ 最低賃金が上がっているのに、どう対応したらよいか知りたい。
 - ☒ 就業規則を見直したい。
 - ☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
 - ☒ 36協定の作り方を知りたい。
 - ☒ 残業を減らしたい。
 - ☒ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度
- ※これらは相談の一例です



ぜひ 働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階
熊本県社会保険労務士会内

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-041-124

FAX 096-223-6465

MAIL kumamoto@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kumamoto/>

WEB

熊本働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士連合会

令和8年4月1日作成版

編集後記



紅葉八幡宮

みなさまこんにちは！いよいよ暑い夏が近づいてまいりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

私は先日、祖母の思い出めぐりをテーマに家族で日帰り旅行へ行ってきました。祖母は福岡県百道地区の出身で、道中では当時の思い出話に花を咲かせ、いつになく賑やかなドライブとなりました。

そんな旅の途中で立ち寄ったのが、紅葉八幡宮です。鳥居をくぐると、名前のとおり紅葉の木々がたくさんあり、朱色の社殿との組み合わせがとてもきれいでした！土曜日でしたが参拝者もそれほど多くなく、家族とゆっくり境内を見て回ることができました。

これから本格的に暑くなる季節、都会の中に佇む緑豊かな場所を訪れたい方は、ぜひ足を運んでみてください。

来月号もどうぞお楽しみに！

情報推進課 佐藤 朱夏

月刊 中央会

組合活性化情報
No.842/2026.7月号

TEL.096-325-3255 FAX.096-325-6949
E-mail:info@chuokai-kumamoto.com

発行所／熊本県中小企業団体中央会 熊本市中央区安政町3番13号 発行人・編集人／専務理事 西尾浩明 印刷所／コロニー印刷 熊本市西区二本木3丁目12-37

健康で保険料がおトクに!

BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ



健診結果を出し、条件を満たせば、
保険料がお得になるかも!

よりそう保険。
大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

健康診断などの結果をご提出いただき、付加条件を満たしている場合に、
健康自慢を付加することで対象特約の保険料がお安くなります。

※健康自慢(健康体料率(特約用))を付加できる保険は、火災セレクト(無配当保障セレクト保険)です。健康自慢の付加にあたっては、所定の要件があります。※ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。

大樹生命保険株式会社 熊本支社

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 大樹生命ビル5F TEL:096-354-4378
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2024-1008(2024.10)

商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して
対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、
一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。
これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや
補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がける
さまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

熊本支店 TEL:096(352)6184

〒860-0846 熊本市中央区城東町2番23号



人を思う。未来を思う。

商工中金

中央会会員組合および組合員事業所の皆さまへ

くまもと共済の
生命傷害共済

不慮のケガや身体・生命のリスクに備える共済です。

中小企業・個人事業者の安心経営に
従業員の福利厚生に
共済がバックアップ

◇ご加入者の範囲◇ 健康で、正常に就業し、または日常生活を営む方

5つの特色

- 1 共済金は契約者へお支払い
- 2 業務中・業務外を問わず
24時間補償！
- 3 剰余金は組合員である契約者へ
還元することがあります
- 4 労災保険や他種保険等に
関係なくお支払い
- 5 共済掛金は
損金に算入できます

傷害共済金

(死亡・高度障害・後遺障害・入院・手術・通院)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに
共済金をお支払いします。

自動車にはねられて死亡した



作業中にケガをした

疾病共済金

(死亡・高度障害・入院)

疾病を被り、死亡または高度傷害となったとき。
または、継続して20日以上入院したときに、あらかじめ
定められた額の共済金をお支払いします。

心臓病で死亡した



脳梗塞で入院した

記載の内容は、生命傷害共済の内容の一部を記載したものです。ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書を必ず御覧ください。



小さな備えが、大きな安心に変わる

組合員みんなで備える安心、一緒に考えてみませんか？



お申込み、お問い合わせは、中央会またはくまもと共済へ

(取扱団体名)

熊本県中小企業団体中央会

熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館6階)
TEL 096 (325) 3255 FAX 096 (325) 6949

(引き受け共済組合)

安心・信頼、ゆたかな未来へ。

くまもと共済 熊本県火災共済協同組合

熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館5階)
TEL 096 (325) 3411 FAX 096 (354) 0861